

続・駐車場の問題 –身近なこと⑨–

全国に「緊急事態宣言」が発令されて久しいですが「新型コロナウイルス騒動」は、一向に収まる気配が見えません。何時になったら外出の自粛要請が解かれ平常な生活に戻れるのか、全く先の見通しが立たない日々が続いています。「管理組合総会」の時期ですが、日程を延期して開催するのか、会場へ集合するのが困難ならば「委任状」「議決権行使」だけで対応せざるを得ないのか、悩んでいる管理組合が増えているようです。

さて、先月の「駐車場の問題」に対して、別の方・Bさんから『来客用駐車場について、皆さんはどのように決めているのですか？ 私たちは誰が見ても判るように地面に直接「来客用」と黄色のペンキで印字しています。でも他のマンションを拝見してみますと「来客用」と書いた《移動式看板》を立て掛けたり、壁に張り付けたり様々のようです。4月号にあるように、これからは車を手放される方が増えてくると「来客用」が増えてくる可能性があります。その都度地面に印字するのも面倒なので何か良い方法があれば教えて頂けませんでしょうか？』との質問を受けました。

確かにおっしゃる通りで、これからは【空きスペース】が増えてくると、必然的に「来客用」が増えることとなります。直接地面に書くのは見栄えが・・・その都度「来客用」を作るのも・・・そこで私は、次のような提案をしました。『果たして外部の方に「来客用」を知らせる必要がありますか？ 特に中央区のように商業施設が多い地域ですと、マンション入居者と全く関係の無い方が「来客用」を利用される可能性はありませんか？ 私は「来客用スペース」は入居者だけが知っていれば良いのでは？と考えています。』



どのマンションでも駐車スペースには必ず番号が書いてあります。例えば現在36・39・42が空いているなら、その3カ所を「来客用」としますが、それは常に変わる可能性があります。新たな入居者が42を希望すれば42は「来客用」ではなくなります。その代り別の場所が「来客用」になるかもしれません。

来客用駐車許可証

訪問先 1302号室
御用の際は上記までご連絡ください
〇〇〇〇管理組合

そこで、マンション内の1階掲示板に《現在の「来客用」は〇番・〇番・〇番です》と記載しておけば、入居者は常に理解できます。

そして、入居者全戸には【来客用駐車許可証】を配布し、車での訪問者には来客用の駐車番号を教えて、誰が見ても判るように許可証を「運転席のダッシュボード」へ置き、帰る際に許可証を入居者へ返す。（郵便受けに入れる方が多い）

このようにすれば、①【空き駐車場】を「来客用」にするので場所が変わっても直ぐに対応できる。②常に1台とは限らず、空きが出れば何台でもOK。③外部の方には判らないので悪用される心配がない。などの利点があることでお答えしました。

『実はこの方法は、私が初代・理事長を引き受けた時から実施してしまして、今までこの問題でトラブルが発生したことはありません』とお伝えすると、Bさんは『早速、理事会で相談し、出来れば今度の総会の議題に載せます』とのことでした。さあ今後、如何なるのか？ 結果が楽しみです。

しかし、今後「宅配」が増加することは明らかですので、敷地に余裕が出れば路上駐車排除も兼ねて、「専用駐車場」を検討する必要があるかも知れません。

(理事 佐藤 高明)

遠くの親戚より近くの他人 ー身近なこと⑩ー

先日マンションの掲示板に「入居者が手縫いのマスクを作ってくださいました。現在4枚あります。マスクでお困りの方は、管理人へ」との張り紙を見て驚きました！！一体何方が？と管理人に尋ねると「ご本人が固く辞退されていますので・・・」私は思わず「北海道胆振東部地震」の時に《断水報道》が流れ、独居老人宅へ駆けつけた方がいたことを思い出しました。その後「下手ですが私も・・・」と、マスク提供者が続いたのにも感激！ マンションの住民は《最も身近な良い仲間》なのを実感しています。

(理事 佐藤 高明)

令和2年度 マンションネット総会のお知らせ

新型コロナウイルスの猛威が今月末に下火になって「緊急事態宣言」が解除されたとしても、「不要不急の集まりや三密を避ける」状況は続く判断しました。NPO促進法や定款上、総会を開催しない訳に行かず、内閣府のQ&Aに従い、「委任状」や「議決権行使」の書面主体の開催を決断しました。総会として役員・事務局が主体となり、どうしても発言をしなければならない方の最小限正面出席人数で開催することとします。会員の皆様は出来るだけ正面出席を避け、**書面出席**でお願いいたします。

日時：令和2年5月30日（土）14：00～15：00 13：30受付開始

場所：札幌市資料館 2階会議室予定

議案書などの書類は**連休明けに発送**しますので、ご回答を宜しくお願いいたします。

共同購入について

- **LED照明器具** につままして単なる管球交換だけではなく、全体的な照明計画を再検討し、その費用対効果をシュミレーションすることが重要です。お知らせ下さい。
- **灯油地下タンクの点検・検査・洗浄・ライニング等** による消防法対応が求められていますが対応はお済みでしょうか？ ご相談下さい。
- **消火器共同購入、今年度分はまだ開始していません。**
☞消防法改正・運用厳密化により新年度より値上げ確実です！

特定非営利活動法人 北海道マンション管理問題支援ネット

住所：札幌市中央区北1条西15丁目1番地3（大通ハイム707号）

電話：011-624-6964 Fax：011-624-6947

E-mail. : h-mansion-net@silk.plala.or.jp

<http://www.h-mansion-net.npo-jp.net/>